○奈良県警察運営総合対策委員会の設置に関する訓令

（平成８年12月17日本部訓令第21号）

［沿革］　平成16年６月本部訓令第11号、26年２月第７号、29年３月第４号、31年４月第13号改正

（目的）

第１条　この訓令は、奈良県警察運営総合対策委員会の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　急激に変化する社会情勢に対応して奈良県警察が当面する基本的な諸問題を総合的に検討及び審議し、もって今後の警察運営に資するため、警察本部に奈良県警察運営総合対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

（対策委員会の組織及び構成）

第３条　対策委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

(1)　委員長　警察本部長

(2)　副委員長　警務部長

(3)　委員　生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、警察学校長、近畿管区警察局奈良県情報通信部長その他委員長が指名する者

（対策委員会の任務）

第４条　対策委員会は、警察運営の総合的基本方針について、検討及び審議するものとする。

（対策委員会の運営）

第５条　対策委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事は、委員長が主宰する。

２　委員長は、必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

３　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行するものとする。

４　対策委員会の庶務は、警務部警務課において行うものとする。

（審議録の備付け）

第６条　対策委員会の庶務に審議録（別記様式）を備え付け、審議の要旨等を記録しておくものとする。

（専門委員会の設置）

第７条　警察運営の細部的事項について調査、研究、審議等を行わせるため、対策委員会に専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会の組織、任務、運営、審議事項等に係る細部事項は、別に定める。

３　専門委員会の長は、専門委員会において調査、研究又は審議等を行った結果を対策委員会に報告するものとする。

（補則）

第８条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、平成９年１月１日から施行する。

附　則　（平成16年６月１日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年６月１日から施行する。

附　則　（平成26年２月24日本部訓令第７号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成26年３月４日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成29年３月15日本部訓令第４号）

この訓令は、平成29年３月24日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

別記様式（第６条関係）

<table>
<tr><td>開　催　月　日</td><td colspan="3">年　　月　　日　自　午　　時　　分
至　午　　時　　分</td></tr>
<tr><td>開　催　場　所</td><td></td><td>取扱者</td><td></td></tr>
<tr><td>出席者の職及び氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>審　議　事　項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>審　議　内　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>